

無線エントランスシステムのスペック 及び干渉緩和要素に対するコメント について(追加)

平成19年5月22日
NTTドコモ

追加確認事項

1. 干渉緩和要素について

ITU-Rにおける検討結果では、FSと自動車の密度が高く両者が近接する可能性が高い場合をCase1と定義、Case1のように両者が近接する可能性が低い場合をCase2と定義し、Case2について地形や気象環境などの干渉緩和要素を用いるとされています。22GHz帯の無線エントランスについては標準的な伝送距離が1～2kmであるため、主に都市部で使用されており、自動車と近接する可能性が高いことから、干渉検討モデルとしてまずはCase1を適用した検討を行うことが妥当であると考えます。その上で必要に応じて干渉緩和技術の検討を行うべきかと考えます。

2. UWBレーダの電力マスクについて

国内におけるUWBレーダの電力マスク案についてはスプリアス放射も含めて明確に提示頂くようお願いします。

UWBレーダの電力マスクについては、そのスプリアス発射も含めて昨年議論されたマイクロ波帯におけるUWBシステムの電力マスクとの整合をとる必要があります。

もし米国の電力マスクをそのまま適用するのであれば、マイクロ波帯の共用検討についても再検討が必要であると考えます。

3. 車両搭載率及びActivity Factorについて

100%以下の車両搭載率、Activity Factorを仮定して共用検討を行い、その結果に基づいて技術基準を策定する場合には、仮定した車両搭載率やActivity Factorを保証する方策についても、本作業班で明らかにすべきと考えます。